

学校における盗撮行為の防止について

稲敷市立沼里小学校長 若林克治

スマートフォンや学習用タブレット端末の普及等により、学校内で児童生徒が盗撮の被害に遭う事案が増加傾向にあります。本校では以下に示す取組を行い、沼里小に通う児童が盗撮行為の被害者とならないよう、努力して参ります。

1 校内環境の点検等、日常的に行う対策

- 日直が毎日行う校舎内の見回りの際、不審物が置かれていないかを確認する。また、全職員で毎月行う安全点検の項目に位置付け、定期的に点検する。
 - ・ ロッカーや棚、教卓は整理整頓され、空き箱等の不審物が置かれていないか。
 - ・ 教室や更衣室、トイレ等に普段使用しない備品等が置かれていないか。
 - ・ 壁や天井に穴が開けられていないか。
- 水泳学習の実施に向け、更衣に使用する部屋の点検を体育部担当者と授業者で行い、管理職が確認する。また、授業者は不審物等の有無を授業前に確認する。

2 職員が実践する事項

- 悩みや不安を抱えた児童が、職員に相談しやすいような雰囲気醸成に努める。また、直接相談できない児童のために、タブレットから相談できる窓口を作る。
- 児童用タブレットは、授業等で使用する場合を除き所定の場所に格納させる。
- 授業や学校行事等において、個人の携帯端末等を用いて撮影しない。
- 授業や学校行事等で撮影した画像や動画を校外に持ち出さない。
- 盗撮行為は児童の心を深く傷つける、法令に違反する重大な犯罪行為であるということを理解し、盗撮行為の防止に向けて正しく判断し、行動する。
- 各教科・領域等の指導を通して、児童が盗撮行為の防止に向けて適切に行動できるよう指導する。
- 教室の管理や同僚の指導方法が不適切と感じた場合、直ちに管理職に報告する。

3 児童に指導する事項（盗撮行為を防止し、自分を守ろうとする意識を高めるために）

- 盗撮は相手の心を深く傷つける、法令に違反する重大な犯罪行為であり、絶対にしてはいけないことを理解させ、適切に行動できるよう指導する。
- 学習に必要なものは学校に持ち込まない。個人の携帯端末を学校に持参する場合は申請書を提出して許可を得る。また、登校時に職員室に預ける。
- タブレット端末は、学習以外では使用しない。
- 体育の授業がある日は体操服で登校し、学校で着替えをしない。
- 更衣室など、服を脱ぐ場所では周囲の様子や、周囲の人物をよく確かめる。
- 盗撮される危険性が高い場所はトイレや更衣室であることや、盗撮にはスマートフォンや小型カメラ等が使われることを理解し、それらが物陰や空き箱などに隠してあるのを見つれたり、更衣に使用する部屋やトイレで普段と違う様子を感じたりしたら、先生や養護教諭、支援員さんなどにすぐに伝える。

4 盗撮行為が行われたと疑われる場合の対応

- 可能な範囲で事実確認と現場の保存を行い、速やかに稲敷市教育委員会に事実を報告するとともに、稲敷警察署に被害届を提出する。